平成２５年（フ）第２１１９号
名古屋市守山区森孝１丁目107番地　第一香流荘３棟313号
破産者　阿部　達樹
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３８４号
宮城県多賀城市大代１―６―32　ユートピア丸信101号室、住民票上の住所名古屋市守山区大字上志段味字東谷2109番地の334
破産者　和田　　正
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９２号
名古屋市西区庄内通１丁目47番地の８　シャンボールⅡ西村３Ｄ号
破産者　小田　大助
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４１６５号
大阪府守口市京阪本通１丁目10番32―731号
破産者　藤原　明広
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３１０号
大阪府枚方市印田町34番63―205号
破産者　インテリアリキこと　緒方　　力
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９０１号
大阪府高槻市寺谷町55番１号
破産者　藤田　治男
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３４２号
大阪府茨木市総持寺駅前町８番１号　ドーミー茨木101号
破産者　ドライブインつくしのことドライブインつくし野ことつくし野こと　長井　幸雄
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８６号
神戸市西区池上４丁目26番地の１　ネオセゾン上月Ｎ―４号、開始決定時の住所神戸市西区池上２丁目23番地の１　山本マンション206号
破産者　中澤工務店こと　福井　良平（旧姓中澤）
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７２６号
大阪市旭区赤川２丁目４番32―903号
破産者　門間　　勉
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０４５号
大阪府豊能郡能勢町下田92番地の６
破産者　松浦　敏子
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２０６号
大阪府泉南郡熊取町七山東897番地の１　705
破産者　坂本　雅彦
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２６２号
大阪府高槻市栄町２丁目46番９号
破産者　加治屋憲一
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２６７号
大阪府豊中市三国１丁目４番14―703号
破産者　古寺　　優
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３５３号
大阪府池田市井口堂２丁目９番２―48号
破産者　越智由加里
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４１２号
大阪市東淀川区井高野４丁目８番11―406号
破産者　川南　篤志（旧姓橋口）
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７９号
堺市西区浜寺船尾町東１丁133番地１　まごのて浜寺船尾120号
破産者　松本　　進
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８６７号
神戸市須磨区戎町４丁目４番14号
破産者　喫茶・スナックムーンこと月田桂子こと　李　　仁柱
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄211番地16　トトロツインタワー205
破産者　西村　和靖
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７６２号
熊本市西区上熊本３丁目16番21―102号　県営住宅21棟102号
破産者　坂本　一恵
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係